

公益社団法人熊本県薬剤師会 学術倫理審査会規程

（目的）

第1条 公益社団法人 熊本県薬剤師会は、本会会員が実施する臨床研究を適正に推進するために、世界医師会「ヘルシンキ宣言」の倫理的原則に則り、文部科学省及び厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（以下「倫理指針」）」に基づいて、熊本県薬剤師会（以下「本会」という）に有識者から成る公益社団法人 熊本県薬剤師会学術倫理審査会（以下「審査会」という）を設置する。

（定義）

第2条 本規程における各用語の定義は、特に定める場合を除き、「倫理指針」の定めるところによる。

（任務）

第3条 本会会長から研究の実施の適否等について意見を求められた場合、審査会は、倫理的観点及び科学的観点から研究機関及び研究者の利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査し、文書により意見を述べるものとする。

（組織）

第4条 審査会は本会会長が指名する5名以上12名以内をもって組織する。また、審査会には本会に所属しないものが複数含まれ、かつ男女両性で構成されなければならない。

（事務）

第5条 審査会の事務局を本会に置く。

（審査会の開催）

第6条 必要に応じて年1回以上開催する。

（運営等）

第7条 審査会の運営は「人を対象とする医学・薬学系研究の倫理審査業務手順書」及び「人を対象とする医学・薬学系研究の実施に関する手順書」に従って行う。

（雑則）

第8条 本規程の改廃は審査会の審議を経て、会長の決裁によるものとする。

2 本規程に定めるもののほか、審査会の運営及び研究等に関し必要な事項は、審査会で審議し、本会会長の承認を得て別に定める。

附 則

- 1 本規程は、平成30年4月1日より施行する。
- 2 本規程の一部を改訂し、令和2年7月1日から施行する。